

## 企業拠点の地方移転を更に促進するための指定都市市長会提言

新型コロナウイルス感染症の影響によって、東京一極集中の課題が浮き彫りになり、企業の地方移転の機運が高まっている。「経済財政運営と改革の基本方針 2021」においても、「企業の本社機能の移転等に向け、地方拠点強化税制の活用促進を図る。」とされたが、東京一極集中の是正を図り、地方創生を確実なものとしていくためにも、企業拠点の地方移転を強力に後押しする制度が必要である。

平成 27 年 8 月に創設された地方拠点強化税制については、令和 2 年度税制改正により、税額控除の拡充及び適用要件の一部改正が実施され、地方における質の高い雇用の場の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことや、地域経済の生産性や付加価値の向上を図ることが期待されている。しかし、同制度の支援措置の認定を受けた事業の実績は、目標値を大きく下回っており、指定都市区域においても未だ活用実績が少なく、制度は十分に活用されていない。

一方で、企業が東京に本社を置いている理由としては、取引先や関連企業の多さなど業務運営の利便性や雇用環境が充実していることが挙げられており、地方においてこれらの環境を整えることが企業拠点の地方移転の促進につながるものと考えられる。

については、指定都市が地方創生と経済再生を牽引する役割を果たし、東京一極集中の是正及び人口減少に歯止めをかけるため、地方拠点強化税制を継続するとともに、制度の更なる拡充を図るべきである。

また、地方における業務運営の利便性向上や雇用環境の充実に資する新たな対策を検討するなど、企業拠点の地方移転を促し、地方創生が成し遂げられるよう下記のとおり提言する。

### 記

(地方拠点強化税制について)

- 1 令和 4 年 3 月 31 日までの適用期限を延長すること。
- 2 指定都市をはじめとした地方自治体、経済団体や企業の意見を十分に聴きながら、支援内容や適用要件を大幅に見直し、東京都からの本社機能の移転につながる実効性のあるものとする。

- 3 移転型について、東京 23 区だけではなく、東京都から本社機能を移転した場合も制度の対象とすること。また、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏を優遇措置の対象とすること。そのうえで、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対し、更なる優遇措置を講ずること。
- 4 雇用増加を伴わない本社機能の移転の場合は制度を利用できないなど、雇用要件が制度適用の大きな障害となっていることから、雇用従業員増加数や東京 23 区からの転勤者数に係る認定要件を弾力化すること。
- 5 オフィス減税の適用対象はオフィスの新設又は増設に限定されているが、オフィスビルの賃貸によって本社機能を移転する事例が非常に多いことから、オフィスビルを賃貸で利用する場合も適用対象とすること。また、雇用促進税制の税額控除を大幅に拡充するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。

(新たな対策の検討)

- 6 企業拠点の地方移転に当たっては、取引先や関連企業との継続的な関係性の構築など、業務運営の利便性が重視されることから、国において、企業拠点の地方移転に伴い生じるコスト（移転先での取引先や関連企業の構築など）について、支援する仕組みづくりを検討すること。
- 7 また、コロナ禍を踏まえたテレワークの活用がキーとなることから、地方創生テレワーク交付金の対象地域の追加及び内容の更なる拡充など企業の地方移転に伴うシステム構築に対する支援を充実させること。

令和 3 年 7 月 5 日  
指定都市市長会